

2020年6月1日

監理団体各位

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

## 試験再開にあたってのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、国の緊急事態宣言を受けて4月9日～5月31日まで全国一律の中止をしたところですが、6月1日以降の再開にあたり、延期後の受検待ち実習生が4,000名以上おります。

当機構としましては、すでに延期後の受検待ち実習生と通常の実検予定者双方の試験日程調整を懸命に進めておりますが、地域によっては、会場となる施設が調理室使用不可、越県移動不可など使用に制限があることなどから、すでに出入国在留管理庁より措置が取られている「特定活動（4ヶ月・就労可）」の在留期間内に受検ができないことがあります。国は、「特定活動（4ヶ月・就労可）」の在留期限内に受検ができない実習生に対し、個別対応（監理団体より出入国在留管理庁へ相談のこと）により期間延長を認めております。

当機構としましては、可能な限り早い時期に受検できるよう最大限努力をいたします。個別で受検時期の確認や希望日の要望などの問い合わせをされますと、それらの対応に追われて肝心な試験日程の調整に手が回らず、試験日のご案内が遅くなります。お問い合わせはせず、当機構からの受検票到着をお待ちください。

尚、通常の実検予定者の受検時期について、当面の間、外国人技能実習機構申請時の受検希望期間に関わらず、初級は在留期限の2～3ヶ月前、専門級は在留期限の3～5ヶ月前とさせていただきます。

以上